



平成29年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社山口フィナンシャルグループ  
代 表 者 名 取締役社長 吉村 猛  
コ ー ド 番 号 8418 東証一部  
問 合 せ 先 総合企画部長 渡部 伸一  
(TEL 083-223-5517)

## 当社取締役の報酬制度見直しのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役の報酬制度の見直しを行い、新たに当社取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役および社外取締役を除きます。以下同じとします。）に対し、業績連動賞与および業績連動型株式報酬（以下、両制度を併せて「業績連動型報酬制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

これにより、取締役に対する業績連動賞与および業績連動型株式報酬の導入について、平成29年6月27日開催予定の第11期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 業績連動型報酬制度導入の目的

当社取締役会は当社取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当社取締役が当社の株式について、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な当社の業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度を導入することを決議いたしました。

当社グループ内銀行（山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行。以下、これらを併せて「当社グループ内銀行」といいます。）では、すでに業績連動型報酬制度を導入していることから、本件見直しにより当社グループ全体として報酬制度の統一的な運用がなされることとなります。

なお、監査等委員である取締役、非常勤取締役および社外取締役につきましては、業務執行とは独立した客観的な立場からの牽制機能の発揮が期待されることから、業績連動型報酬制度の対象としないことといたします。

#### 2. 本株主総会への提案の概要

##### (1) 取締役に対する業績連動賞与の導入

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきましては、平成27年6月26日開催の第9期定時株主総会において月額総額2,500万円以内（うち社外取締役分は月額総額250万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とご承認いただき今日に至っておりますが、かかる報酬額とは別枠として当社取締役（監査等委員である取締役、非常

勤取締役および社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。) に対し、当社の業績に連動した報酬枠に基づき年額総額 7,000 万円の範囲内にて業績連動賞与を支給することとさせていただきたく、本株主総会に付議することといたしました。

なお、業績連動賞与の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしていたします。

## (2) 取締役に対する業績連動型株式報酬の導入

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）が信託を通じて取得され、当社取締役および当社グループ内銀行の対象取締役に対して、当社および当社グループ内銀行が定める役員株式給付規程に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社取締役および当社グループ内銀行の対象取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社取締役および当社グループ内銀行の対象取締役の退任時となります。また、当社グループ内銀行は、当社に対して、対象取締役が当社株式等の給付を受けた後、その精算金を支払います。

本制度の詳細につきましては、当社の本日付開示資料「当社取締役に対する株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上